

クウェートのオフセット・プログラム

2013年1月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ・ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 **Herbert Smith Freehills LLP Dubai** から提供を受けたレポート「クウェートのオフセットプログラム」に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合は必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび**Herbert Smith Freehills LLP Dubai**がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課
E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所
E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Herbert Smith LLP Dubai
Dubai International Financial Centre
Gate Village 7, Level 4
P.O. Box 506631
Dubai, UAE
Tel: +971-4-428-6300
Fax: +971-4-365-3171



**HERBERT
SMITH
FREEHILLS**

クウェートのオフセット・プログラム

概要

20年続いているクウェートのオフセット・プログラム（Offset Program）は、石油・公共部門に依存しているクウェートの経済を発展させ、かつ多様化させることをその全体的な目標としており、クウェートの政府関連機関に商品およびサービスを供給する外国事業体に対して、同国の経済および労働者を対象とした技術の移転、雇用の創出および技能の訓練の促進を義務付けるものである。

クウェートのオフセット・プログラムの歴史的発展

クウェートのオフセット・プログラムは、1992年に可決された閣僚評議会決議第694号と勅令法第116号に基づいて同年に設けられた制度である。2004年には、本来の目的が達成できていない、との懸念から、閣僚評議会決議第911号（第一決議）によりいったん中断されている。

オフセット・プログラムは、2005年閣僚評議会決議第863号により再始動している。主な変更点は、外国契約者がオフセット・プログラムの対象となるための基準額の引き上げと、同プログラムの目的の絞り込みであった。

2006年には、プログラムの管理権限が財務省（Ministry of Finance）のオフセット・プログラム部（Offset Program Department）から、新たに設立された国営オフセット会社（National Offset Company：「NOC」）へと移管されている。

NOCは2007年に投資家向けの新たなガイドライン（「ガイドライン」）を発行しており、日本語版はNOCのウェブサイトから、または直接資料を請求することにより、入手可能である。

2011年にはプログラムの適用範囲が拡大され、政府関連機関との間で締結される、供給契約のみならずあらゆる商品やサービスを目的としたすべての契約までもが含まれるようになった。

目的

改定されたオフセット・プログラムには現在、以下の三つの主要目的がある。

技術の移転

第一の目的は、適切な先進技術がクウェート国内へ移転されることを促進し、その国内経済への統合を促すことである。プログラムは、この目的を達成するための手段として、主に三つの方法を認めている。

- オフセット・プログラムに基づいて設立されたプロジェクトへの、（現物出資または贈与による）技術の所有権の移転
- オフセット・プログラムに基づいて設立された国内企業に対してクウェート国内でテクノロジー製品を製造するためのライセンスを供与する、同企業とのライセンス契約の締結
- オフセット・プログラムに基づいて設立された国内企業の従業員に必要な訓練を提供するための、適切な専門家の採用

雇用の創出

第二の目的は、高度な技術を要する専門的職業に従事するクウェート国民の雇用創出を促進し、それらの職業の発展を促進することである。

この点において NOC が特に重視しているセクターは、製造、教育・訓練、科学研究、保健および社会サービスである。

技能訓練

第三の目的は、クウェート国民の専門能力の開発と訓練を支援することである。

適用範囲

外国契約者

オフセット・プログラムは、クウェートの政府関連機関との間で、クウェート国内で製造または提供されていない商品またはサービスを供給する契約を受注した、クウェートで登記されていないあらゆる事業体（これには、政府関連機関も含む）に適用される。

現地パートナー経由でプロジェクトを実施しても、あるいはプロジェクトのために現地法人を設立しても、オフセット・プログラムの適用を回避できるとは限らない。NOCには、どのような契約者もプログラム対象者とみなす裁量が与えられているため、このような取決めを考慮しないこともある。

クウェート政府

クウェート政府関連機関とは、非常に幅広く定義されている。ガイドラインにはこれらの機関の一覧が含まれているものの、NOCにはオフセット・プログラムの適用を決定するにあたり、広範な裁量が認められているため、この一覧も決して完全なものではない。クウェートの事業体と契約を締結することによりオフセット・プログラム上の義務が生じるか否かについて疑義があるときは、NOCの判断を仰ぐべきである。

基準額

300万クウェート・ディナール未満の軍需契約および1,000万クウェート・ディナール未満の民生契約は、オフセット・プログラムの対象とはならない。この基準額に達しているか否かを判断する際には、1年間の間に同一の契約者が受注した契約総額を検討する必要がある。

オフセット・プログラムは、商品またはサービスの供給先がクウェート国内または国外であるかを問わない。

対象外となる契約

次の契約は、明示的にオフセット・プログラムの対象外とされている。

- 石油セクターに関連する契約
- 非産業系の建設契約（例：道路、インフラ、政府建物および学校）
- 供給者が、クウェート国内で商品の日々のマーケティングおよび販売を請け負う国内の販売代理店に対して、本船渡し条件で商品を納入する供給契約

- クウェート技術協力庁（Partnerships Technical Bureau）により入札にかけられた官民協働（PPP）契約

適格な投資

プロジェクトの分類

オフセット・プログラム上の投資先と認定されるプロジェクトは、直接的オフセット・プロジェクト（Direct Offset Projects）または間接的オフセット・プロジェクト（Indirect Offset Projects）に分類される。前者の場合、契約者はクウェートの政府関連機関との間で、供給契約、技術ライセンス契約または合弁生産契約を締結する。後者の場合、契約者は、クウェート国内で（輸出用あるいは輸入代替用として）製品を製造するプロジェクトもしくはクウェート政府が高い優先順位を設定しているその他のプロジェクトに投資するか、または同様のプロジェクトへの融資を行うファンドに投資することになる。

投資の選択肢

NOC は、認定されたプロジェクトおよび投資ファンドの一覧を管理しているものの、投資の承認については広範な裁量を有しているため、この一覧は決して完全なものではない。実際のところ、契約者から NOC に対して新規プロジェクトを提案することもできる。従って、契約者には次の選択肢がある。

- オフセット合弁会社（OBV：Offset Business Venture）の新規設立（当該 OBV では、クウェートでは通常認められていない、49%超の持分の保有が可能）
- 既存 OBV への投資
- 既存オフセット・プロジェクトへの現物出資または補助金の拠出（これは、技術移転との関連性が特に高い）
- オフセット・プロジェクトに融資する新ファンドの設立または既存ファンドへの投資

なお、契約者は、上述のような投資の代わりに、クウェートの商品またはサービスを購入することによって、オフセット・プログラムに基づく義務を達成または

軽減することができる点にも留意されたい。ただし、当該商品およびサービスは、契約者とクウェート政府関連機関との間で締結された主たる契約とは無関係なものでなければならない。

認定基準

投資がオフセット・プログラム上の投資として認定されるためには、オフセット・プログラムの三つの目的を反映する、次の三つの主要基準のうち1項目以上を満たさなければならない。

- 技術の移転 – NOC は、当該技術の新規性、移転コスト、新技術に取って代わられるリスクおよびその金銭的価値を検討する
- 雇用の創出 – NOC は、創出される雇用機会の数、種類および多様性を検討する
- 訓練 – NOC は、訓練プログラム案の妥当性、範囲および規模を検討する

NOC は、これらの主要基準に加えて、以下の観点からもプロジェクトを検討する。

- 国際企業とクウェートの民間部門の事業協力を促進するものであるか
- クウェートにとって経済的付加価値があるものであるか
- クウェートに国外からの投資を誘致するものであるか
- 国産品の輸出および輸入代替品の生産能力を拡大するものであるか

これらの二次的な基準は、オフセット・プログラムの対象として投資を認定できるか否かの判断よりも、むしろ同プログラムにおいて契約者に義務付けられる投資金額を決定する乗数の付与に、より深く関係している。算出方法の詳細については、次の項目の内容を参照されたい。

なお、契約者が既存のオフセット・プログラムを買収しただけでは、オフセット・プログラムに基づく義務を完全に履行したことにはならない。買収の提案は、プロジェクトの拡大を予定し、上記基準を満たすものでなければならない。

オフセット義務

オフセット義務査定額

オフセット・プログラムに基づく契約者の義務（「オフセット義務査定額」）を算出する際の出発点となるのが、契約金額の 35%相当の額であり、ここから以下の金額が差し引かれる。

- 契約者が主たる契約に関連してクウェート企業と締結した下請負契約
- 契約者が主たる契約に関連して締結した、クウェート原産の商品およびサービスの供給契約
- 契約プロジェクトを実施する合弁事業におけるクウェート側の出資額（オフセット対象となるには 30%以下でなければならない）
- その他の原因（従前のオフセット・プロジェクトなど）で生じたオフセット・クレジット

乗数

契約者がオフセット・プログラムに基づいて実際に投資しなければならない金額（「オフセット義務相当額」）は、オフセット義務査定額を、提案されたオフセット・プロジェクトについて NOC が付与する乗数で除した金額である。この乗数は、プロジェクトがどこまでオフセット・プログラムの目的に合致しているのかに左右される。

- 直接的オフセット・プロジェクトには、間接的オフセット・プロジェクトよりも高い乗数が付与される
- プロジェクトが、必須とされている 3 基準のうち 2 項目以上を満たせば、乗数は大幅に上昇する
- 保健、教育、環境および社会福祉セクターのプロジェクトには、最も高い乗数が付与される
- オフセット・ファンドに適用される乗数は、NOC により年度ごとに見直され、当該ファンドが行っている投資の性質により異なる

契約者は、主たる契約を締結したときから 8 年以内にオフセット・プログラム上の義務を履行しなければならない。その義務のうち 50%は、最初の 4 年以内に履行されなければならない。

投資プロセス

基本計画書

契約者がオフセット・プログラム上の義務を履行するためには、まず基本計画書を作成し、審査を受けるために NOC に当該計画書を提出しなければならない。当該計画書は、主たる契約の受注後かつ同契約の締結前に提出すべきである。

契約者は、自身に代わってオフセット・プログラム上の義務を履行する者として、第三者を指名することができる。ただし、このような場合でも、契約者はオフセット義務の履行につき主たる債務者として責任を負い、当該第三者は NOC の承認を得なければならない。

ガイドラインには、基本計画書の雛型が付属書類 VI として添付されている。

合意覚書

基本計画書が承認されれば、契約者は、NOC との間で合意覚書を締結しなければならない。

同合意覚書には、契約者のオフセット義務査定額、適用される乗数およびオフセット義務相当額に加えて、提案されている投資とその実施方法の詳細が記載される。合意覚書は、主たる供給契約が締結される前に締結しなければならない。

ガイドラインには、合意覚書の雛型が付属書類 IX として添付されている。

銀行保証書

契約者は、主たる契約を締結してから 30 日以内に、契約金額の 6%に相当する無条件の銀行保証を NOC に差し入れなければならない。当該保証は 1 年間有効なものとして、契約者のオフセット・プログラム上の義務が完全に履行されるまで

更新可能でなければならない。なお、更新の都度、契約者によるプログラム上の義務が履行により縮減された割合に応じて、銀行保証額も減額される。

契約者が合意覚書の条件に違反した場合、NOC は、銀行保証による代位弁済を求めることができる。銀行保証による代位弁済があった場合、契約者はオフセット・プログラム上の義務を免れるものの、NOC は、当該契約者を今後政府契約の適格者としないう、クウェートの各政府機関に対して正式に勧告する。相手方となっているクウェートの政府機関が主たる契約を解除した場合、NOC は銀行保証も解除する。

契約者が銀行保証を差し入れず、かつ合意覚書上の義務の履行を拒絶した場合、主たる契約に基づいて契約者に支払われる額から主たる契約の額の 6%以下の金額が差し引かれ、NOC は、当該契約者を今後政府契約の適格者としないう、クウェートの各政府機関に対して正式に勧告する。

ガイドラインには、銀行保証書の雛型が付属書類 X として添付されている。

事業計画書

次に、契約者は、合意覚書に記載された投資の実施方法について、詳細な計画書を作成しなければならない。当該計画書は、NOC による審査およびコメントを受けるために、主たる契約を締結した日から 4 カ月以内に提出されなければならない。プロジェクトへの投資が提案されている場合、計画書は、投資提案後のプロジェクト 5 年間を対象としていなければならない。NOC は、計画書を受理してから 2 カ月以内に審査の結果を通知し、その間、修正を要請することもできる。

ガイドラインには、事業計画書の雛形が付属書類 VII として添付されている。

猶予期間

NOC による事業計画の承認後、契約者にはプロジェクトの実施準備期間として 6 カ月が与えられ、当該期間中に、該当する所轄当局からプロジェクトに必要なすべての許認可を取得しなければならない。

オフセット義務履行証明書

プロジェクトの実施が開始されると、契約者は、NOC にオフセット義務履行証明書を申請することができる。NOC は、当該証明書の発行前に、該当する範囲において次を行うことができる。

- プロジェクトの初年度を対象とした監査済み財務諸表の審査
- 独立した専門家による、移転された技術の評価の取得
- 投資が行われたことを確認する銀行発行の明細書の審査
- プロジェクト会社の定款、会社設立登記証明書および株券の審査
- プロジェクトの現場の視察

進捗報告書

契約者は、合意されたプロジェクト開発段階の間は四半期ごとに、そしてその後は年度ごとに、進捗報告書を NOC に提出しなければならない。

ガイドラインには、進捗報告書の雛型が付属書類 VII として添付されている。

(報告書作成委託先現地法律コンサルティング事務所：Herbert Smith Freehills LLP Dubai)